

青森県報

号外第二十五号

平成二十九年
三月二十七日
(月曜日)

目 次

規 則

- 青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規
則……………(県民生活課)…一
- 青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定める
ための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (同) ……一
- 青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能
力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部
を改正する規則……………(労政・能力開発課)…二

訓 令

- 青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…二

規 則

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十号

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年十月青森県規則第九十七号)の一

部を次のように改正する。

第二十四条の見出しを「(特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請等)」に改め、同条第一項中「仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書」を「特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書」に改め、同条第二項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書」を「特例認定特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書」に改める。

第二十五条中「認定(仮認定)特定非営利活動法人合併認定申請書」を「認定(特例認定)特定非営利活動法人合併認定申請書」に改める。

第四号様式中「(仮認定)」を「(特例認定)」に改める。

第五号様式の(備考)の5中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同5の中「第54条第2号」を「第54条第2項第2号」に改め、同5の中「及び第4項」を削る。

第七号様式中「(仮認定)」を「(特例認定)」に改める。

第十七号様式中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第二十号様式中「認定(仮認定)特定非営利活動法人の」を「認定(特例認定)特定非営利活動法人の」に、「認定(仮認定)特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書」を「認定(特例認定)特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書」に改める。

第二十一号様式中「仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書」を「特例認定特定非営利活動法人特例認定申請書」に、「仮認定を」を「特例認定を」に改める。

第二十二号様式中「認定(仮認定)特定非営利活動法人の」を「認定(特例認定)特定非営利活動法人の」に、「認定(仮認定)特定非営利活動法人合併認定申請書」を「認定(特例認定)特定非営利活動法人合併認定申請書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県控除対象特定非営利活動法人に係る寄附金を定めるための手続等に関する条例施行規則（平成二十七年五月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。第三十四条第一項第七号中「（その金額が二百万円以下の場合に限る。）」を削る。第三十五条第二項中「条例第十條第三項の書類にあつては」及び「同條第四項の書類にあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法施行条例に規定する県立職業能力開発校の行う普通職業訓練の基準等を定める規則（平成二十五年三月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「三九〇時間」を「三八〇時間」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項各号を次のように改める。

- 一 午前七時四十五分から午後四時三十分まで
 - 二 午前八時から午後四時四十五分まで
 - 三 午前八時十五分から午後五時まで
 - 四 午前八時四十五分から午後五時三十分まで
 - 五 午前九時から午後五時四十五分まで
 - 六 午前九時十五分から午後六時まで
- 第四号様式の二中

1 申 請 の 区 分	配偶者同行休業の承認	配偶者同行休業の期間の延長
		を

1 申 請 の 区 分	配偶者同行休業の承認	配偶者同行休業の期間の延長（再度の延長）
		に

外国滞在事由		を
--------	--	---

外国滞在事由		に
--------	--	---

5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	を
------------------	-----------------	---

5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで 〔うち、配偶者同行休業の期間の再発の延長の場合における〕 当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで	に
------------------	--	---

同様式の注中6を7とし、5を6とし、回注の4中「期間を」の次に「初めて」を加え、回4を回注の5とし、回注中3を4とし、2の次に3と1の次に4を加える。

3 配偶者同行休業の期間の再発の延長を申請する場合には、申請に係る配偶者欄の外国滞在事由欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第四号様式の二の改正規定は、公表の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭